

島田市電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（追加支給分）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、島田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加支給分）をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、申請書の提出が必要です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下に該当する世帯に対し、1世帯あたり**7万円**を支給します。

① 世帯全員が令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

② DV等避難中の世帯

申請先

島田市役所電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受付窓口

申請期限：令和6年2月1日（木）～令和6年3月15日（金）

お問い合わせ先

〒427-8501 島田市中央町1番の1

島田市役所電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受付窓口

電話番号 0547-36-7677

受付時間 平日9：00～17：00

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、お問い合わせ先までご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q どのような手続きが必要ですか？

A お問い合わせ先までご連絡いただき、「島田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加支給分) 申請書」をご提出ください。